

## 第1回堺市・美原町合併協議会を開催



平成15年6月20日、美原町立中央公民館で、第1回目の合併協議会が開催されました。会議の案件は次のとおりです。

### ●報告事項

- 報告第1号 堺市・美原町合併協議会規約
- 報告第2号 堺市・美原町合併協議会規約に関する協議書
- 報告第3号 堺市・美原町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書
- 報告第4号 堺市・美原町合併協議会規約に関する確認書
- 報告第5号 堺市・美原町合併協議会幹事会設置規程
- 報告第6号 堺市・美原町合併協議会事務局規程
- 報告第7号 堺市・美原町合併協議会財務規程
- 報告第8号 堺市・美原町合併協議会平成15年度収入支出済額明細書
- 報告第9号 堺市・美原町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### ●協議事項

- 協議第1号 堺市・美原町合併協議会会議運営規程(案)
- 協議第2号 平成15年度堺市・美原町合併協議会事業計画(案)
- 協議第3号 平成15年度堺市・美原町合併協議会予算(案)
- 協議第4号 基本4項目の取り扱いについて

### ●その他の協議事項

今後の協議会日程

### ワンポイント解説

#### 「基本4項目について」

合併協定項目のうち①合併の方式、②合併の期日、③市町村の名称、④市町村の事務所の位置についての4項目を一般的に「基本4項目」といいます。

#### ①合併の方式

市町村合併には、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式があります。どちらの方式によるかは、合併協議会で協議される最も基本的な事項で、その後の協議の土台となります。(2つの方式の主な違いは7ページの比較表のとおりです。)

#### ②合併の期日

合併後の新市町村が発足する日です。なお、合併特例法の期限内(平成17年3月31日まで)に合併した場合には、地方交付税額算定や地方債の特例といった財政

上の優遇措置や、政令指定都市指定の弾力化などの様々な支援策を受けることができます。

#### ③市町村の名称

新設合併の場合は新たに制定し、編入合併の場合には、編入する市町村の名称とすることが多いようですが、新たに制定することもできます。

#### ④市町村の事務所の位置

新設合併の場合は新たに制定し、編入合併の場合には、通常は編入する市町村の事務所の位置となります。